

教育再生の実行に向けた教職員等指導体制の在り方等

平成26年6月17日

全日本中学校長会

1. 学校の現状

資料：「平成27年度向け 文教関係立法・予算措置等要望調査集計表」

学校の望む声

(1) 多様な教育活動を推進するための教職員配置

- ① 教諭・養護教諭・栄養教諭（職員）・学校事務職員等、教職員定数の拡充
- ② 少人数学級やチームティーチング、少人数指導等に対応するための教職員配置

(2) 管理職・教員のメリハリある給与体系の構築及び待遇の改善

- ① 勤務実態に見合った教員給与体系の構築及び待遇の改善
- ② 校長・副校長・教頭の管理職手当及び退職手当の改善

(3) 豊かな心と健やかな身体を育むための条件整備

- ① いじめを含む問題行動や不登校生徒への指導に関わる事業の推進
- ② 部活動指導に関わる諸条件の整備

(4) 特別支援教育の推進体制の整備

- ① 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒のための人的措置
- ② 免許所有者や専門的な知識を有する教職員の計画的な養成と配置

2. 教職員等指導体制の改善及びメリハリある給与体系の構築及び待遇の改善の必要性

資料：「平成27年度 文教関係立法・予算措置等要望 基本方針（案）」

「文教関係立法・予算措置等要望（案）」

(1) 義務標準法の一部改正による教職員定数の改善（基礎定数）

[参考]

※40人を下回った学級編制の効果（平成25年度調査研究報告書（全日本中学校長会））

教師が生徒と向き合う時間が増加する	75.0 (%)
生徒の学習に対する意欲が向上する	36.0
きめ細やかな指導により学力が向上する	83.1
道徳教育、人権教育等の内容が充実する	11.0
授業規律が徹底しやすくなる	72.7
不登校の生徒の人数が減少する	18.0
いじめの発生件数が減少する	20.3
校内における暴力行為が減少する	15.7
特別な支援を必要とする生徒への対応が充実する	70.3
教育相談の充実により生徒理解が深まる	58.7
保護者の理解や協力が得やすくなる	23.3
学級事務が軽減される	58.7
その他	2.9

○1学級あたりの生徒数の少人数化を図ることによる効果は、「きめ細やかな指導により学力が向上する」や「授業規律が徹底しやすくなる」、「特別な支援を必要とする生徒への対応が充実する」など、学力向上の面では顕著にその効果が得られている。

○「保護者の理解や協力が得やすくなる」と回答している学校も23%程度見られ、「不登校の生徒の人数が減少する」「いじめの発生件数が減少する」につながる効果が得られていると考えられる。

(ア) 第7次教職員定数改善以降、9年もの間改善計画がないことから、第2期教育振興基本計画に基づき、新たな教職員定数改善計画を策定し、計画的に教育の質的向上を図ることが必要。

[参考]

区分	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次
	34~38	39~43	44~48	49~53	55~ 3	5~12	13~17
学級編制の標準	50人	45人	→	→	40人	→	→

学級規模の国際比較（中学校）（2008年）

1学級あたりの生徒数 日本…33.0人 OECD各国平均…23.7人

教員一人あたりの生徒数 日本…14.7人 OECD各国平均…13.7人

※新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（案）（文部科学省 平成22年8月27日）

—30年ぶりの40人学級の見直し・10年ぶりの教職員定数改善計画の策定に向けて— → 第8次教職員定数改善計画

学習指導要領の円滑な実施、生徒指導面の課題等への対応、教職員が子どもと向き合う時間の拡充等の観点から、平成23年4月に公布・施行された「義務標準法の一部を改正する法律」も踏まえ、授業時間数や学習内容の増加に見合う条件整備及び教職員定数の改善を、早急かつ計画的に実施されることが必要。

(イ) 少人数教育（少人数学級、チーム・ティーチング、少人数指導、少人数習熟度別指導）を推進する上で、地方の事情や中学校の事情に柔軟に対応できるようにすることが必要。

※柔軟的な学級編制実施のための制度改革 → 定数の活用

(2) きめ細やかで質の高い指導の充実のため等、様々な教育課題に対応するための加配措置（加配定数）

(ア) いじめ・道徳教育への対応、特別支援教育の充実、教育格差解消のための学習支援等について適切な加配措置を講じることが必要。

[参考]

[特別支援学級等の状況]

・特別支援学級の学級数及び在籍数の推移

	平成 5年	平成13年	平成22年
学級数	6,947学級 (5.1%)	8,638学級 (7.4%)	13,616学級 (12.1%)
生徒数	23,379人 (0.5%)	24,431人 (0.7%)	44,170人 (1.4%)

()は中学校全体の学級数又は生徒数に占める割合

・特別支援学級の学級編成標準の改善経緯

区分	第1次 34~38	第2次 39~43	第3次 44~48	第4次 49~53	第5次 55~ 3	第6次 5~12	第7次 13~17
学級編成の標準	15人	15人	13人	12人	10人	8人	8人

・特別支援学級に在籍する生徒数（文部科学省「学校基本調査」）

平成 5年度（23,600人） → 2.3倍 → 平成25年度（53,975人）

・特別支援学校に在籍する生徒数（文部科学省「学校基本調査」）

平成 5年度（21,290人） → 1.4倍 → 平成25年度（29,554人）

※ 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒のための人的措置

・通級による指導を受けている生徒（文部科学省「学校基本調査」）

平成 5年度（206人） → 23.5倍 → 平成25年度（6,958人）

・通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 平成24年12月）

[知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合]

	推定値（95%信頼区間）
学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5%（6.2%~6.8%）
学習面で著しい困難を示す	4.5%（4.2%~4.7%）
行動面で著しい困難を示す	3.6%（3.4%~3.9%）
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6%（1.5%~1.7%）

[知的発達に遅れはないものの学習面、各行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合]

	推定値（95%信頼区間）
学習面で著しい困難を示す	4.5%（4.2%~4.7%）
「不注意」又は「多動性－衝動性」の問題を著しく示す	3.1%（2.9%~3.3%）
「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.1%（1.0%~1.3%）

[その他、学校現場が抱える問題の状況]

・不登校生徒の割合（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

平成 5年度（1.24%） → 2.1倍 → 平成24年度（2.56%）

・暴力行為の件数（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

平成18年度（27,540件） → 1.3倍 → 平成24年度（34,528件）

・日本語が必要な外国人生徒数（文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受け入れ状況等のに関する調査」）

平成14年度（53,137人） → 1.4倍 → 平成24年度（7,558人）

・要保護の生徒数（文部科学省調べ）

平成 7年度（8.7万人） → 1.8倍 → 平成24年度（15.3万人）

・準要保護の生徒数（文部科学省調べ）

平成 7年度（67.9万人） → 2.1倍 → 平成24年度（139.9万人）

(3) 管理職・教員のメリハリある給与体系の構築及び待遇の改善

①勤務実態に見合った教員給与体系の構築及び待遇の改善

②校長・副校長・教頭の管理職手当及び退職手当の改善

[参考]

○人材確保法の意義

人材確保法は、教員の給与を一般の公務員より優遇することを定め、教員に優れた人材を確保し、もって義務教育水準の維持向上を図ることを目的とする。(昭和48年法律制定・公布)

公立学校教員の給与水準の推移について

昭和49年度(人材確保法前▲5.74%) 昭和55年度(人材確保法後7.42%)

昭和13～17年度の5年間平均2.76%(年間25万円) 平成24年度0.32%(年間10万円)

○基本方針2006(「骨太の方針」平成18年7月7日閣議決定)

・人材確保法に基づく優遇措置を縮減

○中教審答申「今後の教員給与の在り方について」(平成19年3月29日)

・教員給与の優遇措置を定めた人材確保法を堅持。ただし、教員給与が一般行政職給与を上回る部分(2.76%)は縮減を図りつつ、人材確保法における教員給与の優遇措置についてその基本を維持しながら、教員勤務実態調査の結果等も踏まえ、教員給与にメリハリを付ける所要の経費の確保について、平成20年度予算において真摯に対応。

・教員に一律4%支給されている教職調整額について、教員勤務実態調査の結果を反映した支給率とすること、支給率にメリハリを付けて支給すること等について、今後更に専門的・技術的に検討することが必要。

・教員に特有の手当のうち一律に支給される性格の手当等については廃止・縮減の方向で、部活動手当や管理職手当等については充実の方向で検討。

【教員の給与】

○人材確保法に基づく優遇

①本給での優遇(19年度、一般行政職より2.76%上回る)

・22年1月～ 調整数2から1.5 ・23年1月～ 調整数1.5から1.25

②義務教育等教員特別手当(19年度、本給の3%)

・22年1月～ 本給の2.2% ・23年1月～ 本給の1.5%

○教職調整額(一律4%)

○教育振興基本計画(平成20年7月1日閣議決定)

・人材確保法に基づく優遇措置を縮減

○学校の組織運営の在り方を踏まえた教職調整額の見直し等に関する検討会議審議のまとめ

(平成20年9月8日)

・学校の組織的運営の改善に資する制度とするとともに、適切な勤務時間管理、時間外勤務の抑制、適切な時間外勤務の評価につながるような制度とする必要がある。

・教職調整額に代えて、時間外勤務手当制度を導入することは一つの有効な方策。

[論点] ①教員の勤務は自発性・創造性に基づくという特殊性があるとの考え方との関係

②管理職の負担

③部活動指導の取扱い

④持ち帰り業務の取扱い

⑤残業時間の縮減につなげる仕組みづくり

教員勤務実態調査(平成18年度)1ヶ月あたりの残業時間

平日…約34時間 休日…約8時間 合計…約42時間

○国家公務員給与の1割カットの動き

○部活動手当は平成20年10月から国庫負担予算化され増額。

平成26年度 2,400円→3,000円

東京都3,200円 大会引率4,200円 平成22年度約8割の自治体で増額

平成27年度向け

文教関係立法・予算措置等要望調査集計表

(平成26年3月 各都道府県調査)

【内 容】

- ・文教関係立法・予算措置等要望調査項目（調査用紙及び集計順位）・・・1、2 P
- ・集計結果
 - 1 多様な教育活動を推進するための教職員配置 ・・・3 P
 - 2 管理職・教員のメリハリのある給与体系の構築及び待遇の改善 ・・・4 P
 - 3 教員の資質向上の推進 ・・・4 P
 - 4 未来を拓く学び・学校の創造 ・・・5 P
 - 5 豊かな心と健やかな身体を育むための条件整備 ・・・6 P
 - 6 特別支援教育の推進体制の整備 ・・・7 P
 - 7 生徒の安心・安全に配慮した施設・設備の整備 ・・・7 P
 - 継続的な要望事項 ・・・8 P
- ・上位要望項目 ・・・9 P
- ・各都道府県意見・要望（記述）・・・10、11 P
- ・要望調査を集計して ・・・12 P

全日本中学校長会予算対策部

平成26年5月

文教関係立法・予算措置等要望調査項目

全日本中学校長会
平成27年度用
(その1)

都道府県

立

記入者
氏名
中学校

平成26年度予算編成に向けての 全日中予算要望【緊急を要する事項】		
1. 被災地における義務教育諸学校の教育活動正常化への財政的支援 2. 義務教育費国庫負担制度の堅持及び全額国庫負担化の実現 3. 人材確保法の堅持及び人材確保法に基づく優遇措置についての適切な対応 4. 義務標準法の一部改正による35人以下学級の中学校までの拡大 5. きめ細やかで質の高い指導の充実のための教職員定数の改善と予算措置 6. 教科書無償給与制度の堅持 7. 教員免許更新制に伴う個人的負担の軽減に対する財政的支援		
全日中予算要望項目	平成27年度 要望項目	
* 以下の【早期実現を要する事項】と【継続的な要望事項】から、強く要望する事項に◎(10項目)、 要望する事項に○(30項目)、計40項目を選び、()内に印を付けてください。		
【早期実現を要する事項】		項目内
1. 多様な教育活動を推進するための教職員配置	(1) 少人数学級やチームティーチング、少人数指導に対応するための教職員配置	
	①「35人以下学級」の実施に伴う人的措置	2
	②チームティーチング、少人数指導等の実施に伴う加配配置	4
	③特色ある教育活動を推進するために必要な加配措置	6
	(2) 教諭・養護教諭・栄養教諭(職員)・学校事務職員等、教職員定数の拡充	
	①教諭の定数	1
	②養護教諭の定数	7
	③栄養教諭(職員)の定数	11
	④学校事務職員の定数	9
	⑤特別支援学級における教職員の定数	5
	⑥長期研修等に対応した教職員の定数	12
	(3) 学力向上を図る組織的な取組に対する教職員等の配置	
	①基礎・基本の充実と学力向上のための工夫と改善研究に伴う人的配置	3
②社会人登用のための特別非常勤制度の導入による人的配置	14	
③学校教育活動へのボランティア人材の導入による人的配置	8	
④体験活動等の推進に必要な人的配置	10	
(4) 外部評価を推進するための教職員等の配置	13	
意見・要望		
2. 管理職・教員のメリハリある給与体系の構築及び待遇の改善	(1) 勤務実態に見合った教員給与体系の構築及び待遇の改善	
	①勤務実態に見合った教員給与体系の構築及び待遇の改善	1
	②義務教育等教員特別手当の改善	5
	③教員特殊業務手当支給の拡充と増額	6
	④主幹教諭等の給与体系の構築及び待遇の改善	7
	(2) 校長・副校長・教頭の管理職手当及び退職手当の改善	
	①管理職手当の改善	2
②管理職の期末・勤勉手当の改善	3	
③退職手当の改善	4	
意見・要望		
3. 教員の資質向上の推進	(1) 教員の資質向上の推進	
	①初任者研修の充実	4
	②10年経験者研修の充実(キャリア研修)	5
	③現職研修の充実	2
	④教職員の海外派遣事業の推進	6
	⑤新規採用教員・教職員の心の健康を含めた人事管理の推進	3
	⑥教員養成の充実と免許更新制の充実に関わる教員の負担軽減	1
意見・要望		
4. 未来を拓く学び・学校の創造	(1) 学力向上の推進	
	①国語力育成のための事業の推進	3
	②理数教育推進のための条件整備	2
	③学習支援事業の充実	1
	(2) 高等学校入学者選抜制度の抜本的な改善	4
	(3) 小中連携教育(一貫教育)のための事業の推進	5
	(4) 中高一貫教育の拡充	8
(5) 特色ある教育活動の推進	6	
(6) コミュニティ・スクール等、学校運営支援事業の推進	7	
意見・要望		

全日中予算要望項目	平成27年度 要望項目	
5. 豊かな心と健やかな身体を育むための条件整備	(1) 道徳教育の推進 ① 道徳的な実践力の向上を図るための各種事業の推進…………… 10 ② 社会奉仕活動等の豊かな体験活動の推進…………… 14 ③ 情報モラル教育への対応の事業の推進…………… 4 (2) いじめを含む問題行動や不登校生徒への指導に関わる事業の推進 ① いじめを含む問題行動に対する指導の充実と研究体制の充実…………… 2 12 ② 不登校生徒の指導に関わる適応指導事業(スクリーニングサポートネットワーク等)の推進…………… 3 13 ③ スクールカウンセラーの全校配置及び勤務日数の拡充…………… 1 5 ④ 覚せい剤等薬物乱用問題及び性に関する教育への対応事業の推進…………… 18 ⑤ 学校事故や保護者、地域対応への支援…………… 6 (3) キャリア教育の推進 ① 職場体験学習等の推進…………… 12 ② 地域人材(キャリアアドバイザー等)の活用…………… 15 (4) 子供の読書活動の推進と学校図書館の充実 ① 学校図書館蔵書の共同利用の仕組(自校・他校・公共図書館等)の整備…………… 15 ② 司書教諭の全校配置及びそのための条件整備…………… 9 ③ 読書活動推進事業の実施…………… 17 (5) 部活動指導に関わる諸条件の整備 ① 全国・ブロック中学校体育大会・文化活動運営の財政的支援…………… 13 ② 部活動指導手当の拡充…………… 5 ③ 外部指導員経費の財政的支援…………… 8 ④ 部活動指導の勤務の明確化…………… 7 ⑤ 部活動指導教員の勤務の軽減(指導時間の授業時数化等)…………… 11	
意見・要望		
6. 特別支援教育の推進体制の整備	(1) 免許所有者や専門的な知識を有する教職員の計画的な養成と配置…………… 2 (2) 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒のための人的措置…………… 1 6 (3) インクルーシブ教育システム構築に向けた体制の整備…………… 3	
意見・要望		
7. 生徒の安心・安全に配慮した施設・設備の整備	(1) 校舎の耐震化の促進と老朽化への対応…………… 1 (2) 避難所機能の整備…………… 5 (3) カウンセリングルーム等の整備の促進…………… 3 (4) 武道等多様な教育活動、特別支援教育に対応した施設・設備等の整備…………… 4 (5) 普通教室及び特別教室の冷暖房の整備…………… 2 (6) 地域連携型施設の整備…………… 6	
意見・要望		
【継続的な要望事項】	(1) 人権教育の充実 ① 教員養成段階での人権教育の充実…………… 2 ② 人権教育に関する学習教材等の整備…………… 10 (2) 情報教育の推進 ① 学校における教育用高速ネットワークの整備…………… 3 ② ICT活用指導力向上のための研修の充実…………… 1 ③ へき地学校等のためのICT活用方法の研究開発…………… 14 ④ システムエンジニア等、専門性を有する職員の配置…………… 6 (3) 環境教育の推進 ① 環境教育推進事業及び研修事業の推進…………… 12 (4) ボランティア活動の推進 ① ボランティア活動推進事業の充実…………… 11 (5) 外国語教育の推進 ① 外国人語学指導員の指導力向上事業の推進…………… 4 (6) 国際化の教育の推進 ① 海外帰国生徒・外国人生徒の教育推進体制の整備と日本語指導の充実…………… 7 (7) 食育の推進と学校給食の充実 ① 食育の推進…………… 7 ② 学校給食用の物資供給に対する国庫補助…………… 5 (8) へき地教育の振興 ① へき地学校を設置する市町村への財政援助…………… 9 (9) 沖縄県に対する財政特別措置 ① 学校施設・設備の一層の整備…………… 13	
意見・要望		
その他の要望(自由記述)(* 予算要望書のまとめ方についてのご意見もあれば、お書きください)		

2 管理職・教員のメリハリのある給与体系の構築及び待遇の改善

3 教員の資質向上の推進

		(1)-①	(1)-②	(1)-③	(1)-④	(2)-①	(2)-②	(2)-③	(1)-①	(1)-②	(1)-③	(1)-④	(1)-⑤	(1)-⑥					
1	北海道	3	1	1	1	3	3	3		1	1			1					
2	青森県	3	1	1		3	1	1			1		3	1					
3	岩手県	3	1			3	3	1			3		1	1					
4	秋田県		3	1		1	1	1			1		3	1					
5	宮城県	3	1			3	1	1	1		1			1					
6	山形県	3	1	1	1	1	1	3	1	1	3	1	1	1					
7	福島県	3	1	1	1	3	3		1		1								
8	茨城県	3	1	1		1	1	1					1	1					
9	栃木県	3	3	1	1	1	1	1	1				1	1					
10	群馬県	1		1					1	1	1			1					
11	埼玉県	3	1	1	3	3	3	3			1			1					
12	千葉県	1	1	1		3	1	1	1		1		1	3					
13	東京都	3	1	1	1	3	1						1	1					
14	神奈川県	1	1		1	3	3	1	1		1			1					
15	山梨県	3				3	1	1			1		1						
16	長野県	3	1	1		3	1	1			1		3	1					
17	新潟県	3	1		1	3	1			1	3			1					
18	富山県	3	1	1		3	3	3		1	1	1	1	1					
19	石川県	3	1	1	1	3	3	3	1				1						
20	福井県	3	1	1		3		1	1		3		1	1					
21	岐阜県	3	3	1	1	3	3	3	1		1		1	1					
22	静岡県	3	3	1		1	1	3			1		1	1					
23	愛知県	3	1	1		1	1	1	1	1	1		1	3					
24	三重県	3	1	1	1	3			3	1			1						
25	滋賀県	1	1			3	1	1			1		1	1					
26	京都府	3	1	1	1	3	1	1	1		3	1	1	1					
27	大阪府	3	1	1		3	3	1	3	1	1			1					
28	兵庫県	1	3	1		3	1	1	1	1	1			3					
29	奈良県	1	1	1		3	3	3			1		1	1					
30	和歌山県	3	1	1	1	3	3	1	1		1		1	3					
31	鳥取県	3	1	1		3	3	3	1		1	1		1					
32	島根県	3	3	1		3	1	1					1	1					
33	岡山県	3	1	1		1	1	1			1			1					
34	広島県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1					
35	山口県	3	1	1		1	1	3	1		1		1	1					
36	香川県	1	1	1		1	1	1			1		1	1					
37	高知県	3	1	1		1	1		1		1								
38	徳島県	3	1	3	1	1	1	1		1			1	3					
39	愛媛県	3	3	3	1	1	1	3					1	1					
40	福岡県	3	3	1	1	3	3	3			1		1	1					
41	佐賀県	3	1			1		1			1		3	1					
42	長崎県	3	1	1		3	1	1	1	1	1		1	3					
43	熊本県	3	1	1	1	3	3	3	1	1	1	1	1	1					
44	大分県	3	1			3		1			1		1	1					
45	宮崎県	3	1	1	1	3	1	1			1		1	3					
46	鹿児島県	3	1			3		1	3	1	3	1		3					
47	沖縄県	3	3		1	1	1	1			1			1					
	計	122	63	41	22	108	69	67	29	14	51	7	43	58					
	順位	3	11			4	9	10						15					4P

【25年度実施⇒27年度予算案】

1	1-(2)-①	(2)教諭等、教職員定数の拡充 ①教諭の定数	135
2	1-(1)-① 3年目項目	(1)少人数学級やTT・少人数指導に対応するための教職員配置 ①「35人以下学級」の実施に伴う人的措置	124
3	2-(1)-①	(1)勤務実態に見合った教員給与体系の構築及び待遇の改善 ①勤務実態に見合った教員給与体系の構築及び待遇の改善	122
4	2-(2)-①	(2)校長・副校長・教頭の管理職手当及び退職手当の改善 ①管理職手当の改善	108
5	5-(2)-③	(2)いじめを含む問題行動や不登校生徒への指導に関わる事業の推進 ③スクールカウンセラーの全校配置及び勤務日数の拡充	100
6	6-(2)	6 特別支援教育の推進体制の整備 (3)通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒のための人的措置	94
7	1-(3)-①	(3)学力向上に向けた組織的な取組のための教職員配置 ①基礎・基本の充実と学力向上のための工夫と改善研究に伴う人的措置	94
8	1-(1)-②	(1)少人数学級やTT・少人数指導に対応するための教職員配置 ②TT・少人数指導等の実施に伴う加配配置	81
9	2-(2)-②	(2)校長・副校長・教頭の管理職手当及び退職手当の改善 ②管理職の期末・勤勉手当の改善	69
10	2-(2)-③	(2)校長・副校長・教頭の管理職手当及び退職手当の改善 ③退職手当の改善	67

【23年度実施⇒25年度予算案】

1	1-(1)-① 新規項目	(1)少人数学級やTT・少人数指導に対応するための教職員配置 ①「35人以下学級」の実施に伴う人的措置	133
2	1-(2)-①	(2)教諭等、教職員定数の拡充 ①教諭の定数	129
3	2-(1)-①	(1)勤務実態に見合った教員給与体系及び処遇の改善 ①勤務実態に見合った教員給与体系及び処遇	118
4	2-(2)-①	(2)校長・副校長・教頭の管理職手当及び退職手当の改善 ①管理職手当の改善	107
5	6-(3)	6 特別支援教育の推進体制の整備 (3)通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒のための人的措置	104
6	1-(3)-①	(3)学力向上に向けた組織的な取組のための教職員配置 ①基礎・基本の充実と学力向上のための工夫と改善研究に伴う人的措置	85
7	5-(2)-③	(2)問題行動や不登校生徒への指導に関わる事業の推進 ③スクールカウンセラーの全校配置の継続	81
8	1-(1)-② 前年(1)-①	(1)少人数学級やTT・少人数指導に対応するための教職員配置 ②TT・少人数指導等の実施に伴う加配配置	78
9	7-(1)	7 学校施設の耐震構造化等の促進と整備 (1)校舎の耐震構造化の促進と老朽化への対応	66
10	3-(1)-⑥	(1)教員の資質向上の推進 ⑥教員養成の充実と免許更新制度の導入にかかわる教員の負担軽減	63

【24年度実施⇒26年度予算案】

1	1-(1)-① 2年目項目	(1)少人数学級やTT・少人数指導に対応するための教職員配置 ①「35人以下学級」の実施に伴う人的措置	139
2	1-(2)-①	(2)教諭等、教職員定数の拡充 ①教諭の定数	131
3	2-(1)-①	(1)勤務実態に見合った教員給与体系の構築及び待遇の改善 ①勤務実態に見合った教員給与体系の構築及び待遇の改善	119
4	6-(3)	6 特別支援教育の推進体制の整備 (3)通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒のための人的措置	101
5	2-(2)-①	(2)校長・副校長・教頭の管理職手当及び退職手当の改善 ①管理職手当の改善	96
6	1-(3)-①	(3)学力向上に向けた組織的な取組のための教職員配置 ①基礎・基本の充実と学力向上のための工夫と改善研究に伴う人的措置	94
7	5-(2)-③	(2)いじめを含む問題行動や不登校生徒への指導に関わる事業の推進 ③スクールカウンセラーの全校配置及び勤務日数の拡充	84
8	1-(1)-②	(1)少人数学級やTT・少人数指導に対応するための教職員配置 ②TT・少人数指導等の実施に伴う加配配置	81
9	2-(2)-③	(2)校長・副校長・教頭の管理職手当及び退職手当の改善 ③退職手当の改善	80
10	5-(2)-①	(2)いじめを含む問題行動や不登校生徒への指導に関わる事業の推進 ③いじめを含む問題行動に対する指導の充実と研究体制の充実	72

【22年度実施⇒24年度予算案】

1	1-(1)-①	(1)少人数指導や少人数学級に対応するための教職員配置 ①「個に応じた少人数指導や少人数学級」の実施に伴う人的措置	126
2	1-(2)-①	(2)教諭等、教職員定数の拡充 ①教諭の定数	122
3	2-(1)-①	(1)勤務実態に見合った教員給与体系及び処遇の改善 ①勤務実態に見合った教員給与体系及び処遇	108
4	1-(3)-①	(3)学力向上に向けた組織的な取組のための教職員配置 ①基礎・基本の充実と学力向上のための工夫と改善研究に伴う人的措置	107
5	6-(3)	6 特別支援教育の推進体制の整備 (3)通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒のための人的措置	103
6	2-(2)-①	(2)校長・副校長・教頭の管理職手当及び退職手当の改善 ①管理職手当の改善	97
7	5-(2)-②	(2)問題行動・不登校指導にかかわる事業の推進 ②不登校生徒の指導にかかわる適応指導事業(スクールカウンセラーサポートネットワーク等)	70
8	5-(2)-③	(2)問題行動や不登校生徒への指導に関わる事業の推進 ③スクールカウンセラーの全校配置の継続	69
9	3-(1)-⑤	(1)教員の資質向上の推進 ⑤新規採用教員・教職員の心の健康を含めた人事管理	61
10	5-(5)-⑤	(5)部活動指導に関わる諸条件の整備 ⑤部活動指導の勤務の明確化	60

◎各都道府県意見・要望（記述）

1 多様な教育活動を推進するための教職員配置	
岩手県	震災津波からの教育復興にかかる加配の継続。
秋田県	定数改善は、加配という形ではなく、年次計画等により、義務標準法の改正による措置としてほしい。
茨城県	早期の義務教育標準法の改正。
福井県	県独自の少人数学級編成（中1 30人、1・2年32人）を実施しているが、その分TT少人数の加配教員が減らされ、持ち時数が多く多忙感が強い。事務職一人で市・県費両方担っているため、その分教員の事務分担が多い。
愛知県	少人数学級の拡大は義務教育学校標準法の改正によって、教員定数を増やして実施してほしい。
兵庫県	免許外教科の指導の解消（山間部、小規模校）
鳥取県	技・家教員の兼務を解消してほしい。 小中兼務教員が生徒指導をするのは効果的である。
島根県	35人学級がH28までに、小1～中3まで導入されることになった。全日中、各県の要望が生かされているよい例となった。
香川県	教員がなれない事務を担当する現状がある。教員の生徒と接する時間の確保のため、学校事務を専門的に処理する職員の定数増を図ってほしい。
愛媛県	標準法を改正した35人以下学級の実現
佐賀県	いじめ解消、学力向上に対しては、やはりマンパワーが必要となる。計画的な改善に取り組んでほしい。
2 中学校の管理職・教員のメリハリのある給与体系の構築及び待遇の改善	
秋田県	勤務実態に見合ったメリハリある給与体系の構築は必要であるが、本来ある人材の確保と教員のモチベーションの維持・向上という視点からの改善・拡充も忘れないでほしい。
茨城県	人材確保法に基づく優遇措置への適切な対応。
福井県	一般職と管理職との給与で逆転現象が起こっている。メリハリのある給与体系を望む。
愛知県	人材確保法の堅持と法の趣旨に基づく対応を強く望む。
兵庫県	管理職の職責に応じた給与体系＝管理職昇任希望の減少に歯止めがかからない。
島根県	管理職手当のカットが継続中、給与も3月までカットされている。このような状況の改善を望む。
愛媛県	行政職等の公務員との差異によるための人材確保法を堅持願いたい。
佐賀県	時間外の対応も多く、教職員の勤務実態に応じた給与体系の改善に取り組んでもらいたい。
3 教員の資質向上の推進	
秋田県	教員の高齢化や精神性疾患の増加を踏まえた人事管理がこれまで以上に必要と思われる。
茨城県	教員免許更新制の抜本的な見直し。
福井県	学力向上が最優先され、新採や若手教員が余裕をもって指導力の向上に当たれない。結果が求められる。

愛知県	教員免許更新については、教員の自己負担を無くし、研修の一環として実施すべき。
愛媛県	研修の充実と教員負担は比例関係にある。特に部活動の担当者には負担増となる。再編成をお願いしたい。
佐賀県	教職員の職務能力の向上をはじめ、研修体系の確立とメンタルヘルスの対応、充実をお願いしたい。
4 未来を拓く学び・学校の創造	
秋田県	未来を担う子供たちに確かな学力を身に付けさせることが学校の本務であり、そのための支援を今まで以上に充実させてほしい。
茨城県	バランスのとれた教育課程の実施。
愛知県	特色ある教育活動の推進のためには、教員の加配措置を拡大してほしい。
5 豊かな心と健やかな身体を育むための条件整備	
秋田県	不登校生徒はもちろん、その過程や保護者への支援や指導もその解決のためには必要な状況にあると考える。ＳＣや適応指導事業等の拡充や推進が必要である。
愛知県	部活動にかかわる財政的支援を拡充し、大会参加費等の援助の拡大を望む。
兵庫県	各教委、校長会主催の研究部活動に対する予算補助（年々、減少中）
島根県	部活動にかかる支援はまだ不十分である。
香川県	ＳＣの果たす役割が大きくなっている。時数増をしてほしい。
6 特別支援教育の推進体制の整備	
秋田県	インクルーシブ教育についての教員の研修、実践力の向上はもちろん必要であるが、実際に子供たちをサポートできるサポーター等の人的配置は現場としてぜひお願いしたい。
茨城県	インクルーシブ教育システム構築に向けた人的な条件整備。
愛知県	通常の学級に在籍する発達障害のある生徒への支援のために、教員配置の拡大を望む。
香川県	特別支援教育支援員等の配置により、学校は随分と助かっている。配置をする市町村への財政措置をお願いしたい。
愛媛県	特別支援教育に今一番、定数改正の必要性を感じる。
佐賀県	特別支援学級の担任が不足している。専門性を有する教員の育成が急務である。
7 生徒の安全・安心に配慮した施設・設備の整備	
秋田県	避難所としての学校の重要性を考えたとき、設置者の問題であるが、国をあげてその整備を推進してほしい。
愛知県	生徒指導の充実に向け、カウンセリングルーム等の整備を一層推進してほしい。
継続的な要望事項	
秋田県	人権教育やボランティア活動、食育については、心身ともに健康な日本人育成のための根本となることであり、今後もその推進のための支援をお願いしたい。
愛知県	小規模校の免許外教科担当の解消のために、教員定数の拡大をしてほしい。
その他の要望	
兵庫県	教員養成大学・学部の拡充（特に理数、技術については人員不足）

◎要望調査を集計して

1 多様な教育活動を推進するための教職員配置について

『1－(2)－①教諭の定数拡充』が今回の調査で初めて1位となった。これは、各都道府県の意見・要望(記述)にもあるように、定数改善は加配という形ではなく、義務標準法の改正による措置としてほしい、という校長の強い要望があると考えられる。

『1－(1)－①35人以下学級の実施』は2年連続1位であったが、今回は2位であった。これはここ数年、各都道府県独自の施策で「35人以下学級」を実施している自治体が多くなったので、若干ポイントが下がったと考えられる。

また、『1－(3)－①基礎・基本の充実と学力向上のための工夫改善に伴う人的配置』が7位、『1－(1)－②TT・少人数指導等の実施に伴う加配配置』が8位に入っていることから、生徒一人一人に対してのきめ細やかな対応の必要性を強く感じている校長が多く、引き続き強く要望していく必要がある。

2 管理職・教員のメリハリのある給与体系の構築及び待遇の改善について

前回の調査で初めて『2－(2)－③管理職の退職手当の改善』が上位10項目に入った。さらに今回の調査で『2－(2)－②管理職の期末・勤勉手当の改善』も上位10項目に初めて入った。4位となった『2－(2)－①管理職手当の改善』と併せて、管理職の給与関係については、大きな改善を望む声が多いことがわかる。各都道府県の意見・要望(記述)にもあるように、多少の差異はあるものの厳しい状況にあることが推測される。今年度もこの項目については、強く要望していく必要がある。

また、『2－(1)－①勤務実態に見合った教員給与体系の構築及び待遇の改善』は、4年連続3位となっている。教員の勤務実態を目の当たりに見ている校長の思いが表れていることがわかる。

3 豊かな心と健やかな身体を育むための条件整備について

『5－(2)－③スクールカウンセラーの全校配置及び勤務日数の拡充』は、ここ4年間、8→7→7→5位と順位を上げている。調査項目に“いじめを含む”を加えたことも影響していると考えられる。『5－(2)－①いじめを含む問題行動に対する指導の充実と研究体制の充実』『5－(2)－②不登校生徒の指導にかかわる適応指導事業の推進』も12位、13位となっていることから、多様な生徒への対応に苦慮している実態が浮かび上がっている。各自治体で取組に違いがあると考えられるが、豊かな心を育むためのマンパワーの必要性を要望していくことが重要である。

4 特別支援教育の推進体制の整備について

昨年同様、要望が多かった『6－(2)通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒のための人的措置』は、ここ4年間、5→5→4→6位である。特別な支援を必要とする生徒たちが通常学級に在籍している現状を、全国の校長が大きな課題として捉えていることがわかる。

平成27年度

文教関係立法・予算措置等要望 基本方針（案）

予算対策部

平成26年度予算については、下記の12点を重点事項（緊急を要する事項7点・早期実現を要する事項5点）として予算要望書を作成し、関係各省庁及び衆参両院議員、都道府県東京事務所等に陳情活動・要請行動を行った。とりわけ、少人数学級の実現・教職員定数の改善並びに義務教育費国庫負担制度の堅持及び全額国庫負担化に向けた取り組みについて全力を挙げて行った。

その結果、文部科学省政府予算案の中では、具体的に、教育再生の基盤である教職員等指導体制について、今後の少子化を踏まえつつ、様々な教育課題に対応するための加配措置として、703人（小学校英語の教科化への対応→94人、いじめ・道徳教育への対応→235人、特別支援教育の充実→235人、学校統合の支援→100人、学校運営の改善→39人）の定数改善が行われた。被災した児童生徒のための学習支援として1,000人の加配措置（復興特別会計に21億円を計上）も行われ、合計1,703人の定数改善がなされた。しかし、「少人数教育の推進」の項目は姿を消し、さらに703人の定数改善の予算も、本年度の少子化に伴う教職員定数の自然減・統合減・合理化減と定年退職に伴う教職員の若返りによる給与減から算出されたものである。また、部活動指導手当等の増額（2,400円→3,000円）が実施されることになったが、その代わりに特別支援教育担当教員への給料の調整額が縮減された。

35人以下学級については、小学校1年生について実現され、「学級編制基準の引き下げ」「教職員定数の改善」実現の第一歩が踏み出されたものの、中学校における学級編制基準改善への道筋については未だ不透明な現状である。しかし、全日中としては、「新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画」の早期実現とともに、中学校における学級編制基準の早期改善に向け、関係諸機関にねばり強く働きかけをしていかなければならない。

また、中学校教育に課せられた使命を果たすため、「義務教育費の全額国庫負担化」の早期実現、教職員の人材確保、勤務実態に見合う教職調整額（手当）などの改善、教科書無償給与制度の継続、教員免許更新制に伴う財政的支援に向け、今後も全日中として一体となって着実な取組を進めていきたい。

なお、平成27年度の予算においても、東日本大震災の復興を含めた学校教育に関わる項目が重点的に措置されるよう求めていく必要がある。

【1 緊急を要する事項】

- (1) 被災地における義務教育諸学校の教育活動正常化への財政的支援
- (2) 義務教育費国庫負担制度の堅持及び全額国庫負担化の実現
- (3) 人材確保法の堅持及び人材確保法に基づく優遇措置についての適切な対応
- (4) 義務標準法の一部改正による35人以下学級の中学校までの拡大
- (5) きめ細やかで質の高い指導の充実のための教職員定数の改善と予算措置
- (6) 教科書無償給与制度の堅持
- (7) 教員免許更新制に伴う個人的負担の軽減に対する財政的支援

【2 早期実現を要する事項】

- (8) 多様な教育活動を推進するための教職員配置
- (9) 管理職・教員のメリハリある給与体系の構築及び待遇の改善
- (10) 特別支援教育の推進体制の整備
- (11) 豊かな心と健やかな身体を育むための条件整備
- (12) 生徒の安心・安全に配慮した施設・設備の整備

このことを踏まえて、平成27年度予算要望の基本方針を次のように提案する。

- I 東日本大震災の復興を最大限に配慮しつつ、効果的な予算要望を行う。
- II 予算要望調査（文教関係立法・予算措置等要望調査）の結果を参考とし、国の動向にも意を払いつつ要望事項の焦点化を図る。
- III 関係省庁と緊密な連携を図り、全日本中学校長会の意思を明確にした予算要望書を作成する。

宣 言

今日、我が国の教育は人格の完成を目指し、伝統と文化を尊重するとともに、豊かな人間関係で満たされる社会を創るたくましい日本人を育成する使命を担っている。

我々は、新しい時代の中学校教育の課題に対応し、教育基本法をはじめとする関係法規、学習指導要領等の趣旨を踏まえ、自らの責任において全日中教育ビジョンに基づく学校からの教育改革を推進し、教育の真価を示さなければならない。

全日本中学校長会は、教育改革の推進と当面する諸課題の解決に努め、新たな中学校教育の創造を目指し、国民の信託に応えることを宣言する。

決 議

第 65 回総会にあたり、以下の事項を決議し、その実現を期する。

- 一、人間尊重の精神に徹し、未来を切り拓く「生きる力」を育む教育に努める。
- 一、全日中教育ビジョンを踏まえ、学習指導要領に基づく特色ある教育課程を編成・実施し、確かな学力の定着、豊かな心と健やかな身体の育成に努める。
- 一、現在の課題に即した研修を充実し、教職員の資質・能力の向上と使命感の高揚に努める。
- 一、創意ある教育活動を展開し、家庭・地域社会の信頼に応える教育を実現するため、人的措置をはじめ確固とした教育条件の整備・充実を期する。
- 一、「教科書無償給与制度」、「義務教育費国庫負担制度」及び「人材確保法」の堅持を要請し、教育水準の維持向上を期する。
- 一、東日本大震災の被災地における教育活動正常化への支援と全国各地・各学校の防災教育の充実に努める。

平成 26 年 5 月 21 日

第 65 回 全日本中学校長会総会

文教関係立法・予算措置等要望

(案)

平成 26 年 7 月

全日本中学校長会

要 望 書

我が国を取り巻く国際関係は、領土、資源、貿易など多岐にわたる問題をかかえ極めて厳しい状況に置かれております。また、国内でも福島原子力発電所の問題や税と社会保障制度の一体改革の問題を始め多くの問題をかかえております。

こうした問題は現に社会を担っている大人の解決すべき問題であることは当然のこと、将来にわたる長期的課題でもあります。

全日本中学校長会は、将来を担う逞しい人材、有能な人材を育成する使命を担っております。その使命を全うするためには、我が国の計画的な教育行政を進める必要があるものと考え、学校教育に関わる項目が重点的に措置されるよう、国に次のような対応を強く求めます。

1. 第7次教職員定数改善以降、9年もの間改善計画がないことから、国は、第2期教育振興基本計画に基づき、新たな教職員定数改善計画を策定し、計画的に教育の質的向上を図ること。
2. 少人数教育を推進する上で、地方の事情や中学校の事情に柔軟に対応できるようにすること。
3. いじめ・道徳教育への対応、特別支援教育の充実、教育格差解消のための学習支援等について適切な加配措置を講じること。

さらに、全日本中学校長会は、平成26年度総会の決議に基づき、中学校教育に課せられた使命を果たすため、当面する重要な「文教関係立法・予算措置等」について、下記の通り要望します。

- ◎ 義務教育制度の根幹を維持し、国の責任を明示する証として、今後とも「義務教育費国庫負担制度」を堅持するとともに、全額国庫負担化の早期実現を強く求めます。
- ◎ 教育界に優秀な人材を確保し、教育の質を高め、日本の将来を確たるものにするためにも、「人材確保法」を堅持し、教育の専門職にふさわしい給与・待遇とするために「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」等の改正に向けて適切かつ迅速に対応されることを強く要望します。
- ◎ 学習指導要領の円滑な実施、生徒指導面の課題等への対応、教職員が子どもと向き合う時間の拡充等の観点から、平成23年4月に公布・施行された「義務標準法の一部を改正する法律」も踏まえ、授業時間数や学習内容の増加に見合う条件整備及び教職員定数の改善を、早急かつ計画的に実施されることを強く要望します。

1 緊急を要する事項

- (1) 被災地における義務教育諸学校の教育活動正常化への財政的支援
- (2) 義務教育費国庫負担制度の堅持及び全額国庫負担化の実現
- (3) 人材確保法の堅持及び人材確保法に基づく優遇措置についての適切な対応
- (4) 義務標準法の一部改正による教職員定数の改善
- (5) きめ細やかで質の高い指導の充実のため等、様々な教育課題に対応するための加配措置
- (6) 教科書無償給与制度の堅持
- (7) 教員免許更新制に伴う個人的負担の軽減に対する財政的支援

2 早期実現を要する事項

- (1) 多様な教育活動を推進するための教職員配置
 - ① 教諭・養護教諭・栄養教諭（職員）・学校事務職員等、教職員定数の拡充
 - ② 少人数学級やティームティーチング、少人数指導等に対応するための教職員配置
- (2) 管理職・教員のメリハリある給与体系の構築及び待遇の改善
 - ① 勤務実態に見合った教員給与体系の構築及び待遇の改善
 - ② 校長・副校長・教頭の管理職手当及び退職手当の改善
- (3) 豊かな心と健やかな身体を育むための条件整備
 - ① いじめを含む問題行動や不登校生徒への指導に関わる事業の推進
 - ② 部活動指導に関わる諸条件の整備
- (4) 特別支援教育の推進体制の整備
 - ① 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒のための人的措置
 - ② 免許所有者や専門的な知識を有する教職員の計画的な養成と配置
- (5) 生徒の安心・安全に配慮した施設・設備の整備
 - ① 校舎・体育館の耐震構造化の促進と老朽化への対応
 - ② 普通教室および特別教室の冷暖房の整備

平成26年7月

全日本中学校長会

会 長 松 岡 敬 明

東京都港区西新橋1-22-13

全日本中学校長会